

障がい者活躍推進計画

機関名	弘前市役所（市長部局）
任命権者	弘前市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
弘前市役所（市長部局）における障がい者雇用に関する課題	<p>○平成30年度に法定雇用率が未達成となったことから、積極的な採用活動を行っています。その結果、令和元年度には7名の障がいのある方を雇用しましたが、法定雇用率（令和2年4月現在2.5%）の達成に至っておらず、今後も継続して積極的な採用を進め、雇用率を達成する必要があります。</p> <p>○今後、障がいのある方を採用していく上で、職場への定着を支援するサポート体制と、職場の障がいに対する理解向上を進めていく必要があります。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○計画期間内での法定雇用率達成に向け、計画的な採用を進めます。</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率（市長部局）1.55% （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理</p> <p>※令和3年4月1日までに法定雇用率が2.6%への引き上げが予定されるほか、令和5年4月1日までに見直しが予定され、更なる引き上げが見込まれていることから、障がい者雇用の推進に積極的に取り組んでいく必要があります。</p>
②定着に関する目標	<p>○定年や期間満了以外の不本意な離職者を生じさせない。</p> <p>※今後、障がいのある職員の定着状況を把握し、定着率等の定量的な目標設定を行います。</p>
取組内容	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障がい者雇用の促進及び障がい者活躍推進計画の円滑な実施を図るために、障がい者雇用推進者として総務部長を選任します。</p> <p>○障がい者の職業生活全般にわたる相談・指導を行うための障がい者職業生活相談員として、労働局で実施する研修を受講した職員を選任します。</p> <p>○障がい者職業生活相談員や人事課、障がい福祉課、障がい者の配属先部署の担当職員による「障がい者雇用支援チーム」を設置し、障がいのある職員の支援や関係者による情報共有を図ります。</p> <p>○「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」や「障がい者差別解消研修」への参加を促進します</p>
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○障がい者の個々の特性を踏まえ、本人の希望や能力・適性に応じて、本人に合った業務の割振り又は職場の配置を行う等、業務の適切なマッチングを行います。</p> <p>○配置後においても、障がいのある職員の職務遂行状況や習熟状況等に応じ、継続的に職務の選定・創出に取り組めます。</p>
③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○障がい者雇用支援チームによる支援体制</p> <p>(1)配属先部署</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務習得のための指導（一般的なOJT） ・職場環境の改善（人間関係の形成、職場内での障がい者への理解の醸成、合理的配慮など） ・障がいのある職員からの相談への対応（業務及び職場環境等に関することなど） <p>(2)人事課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期面談、随時相談受付、職場巡回による声がけなど ・配属先部署へのサポート（障がい者の教育・指導などに関するサポート）

	<p>(3)障がい福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配属先部署、人事課へ専門的な助言・サポート ・全庁的な障がい者理解への意識啓発（精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の実施、弘前市職員障がいを理由とする差別を解消するための対応マニュアルの活用） ・随時、個別相談受付 <p>(4)チームとしての取組</p> <p>定期的又は臨時的なミーティングの実施によるチーム内での情報共有</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで職務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <p>○インターンシップによる障がい者の受入れ体制の構築。</p>
④その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。</p> <p>○障がい者就労支援施設で製造した商品を販売するアンテナショップ「hug work」の利用拡大を推進します。</p>

※本市では、すべての人が「障がい」の有無に関わらず、誰もが人格と個性を尊重できる社会づくりに向けて、「害」の漢字を、法律や固有名詞として使用する場合を除いて、「ひらがな」で表記しています。